

県営土地改良事業（戸村地区農村地域防災減災事業（河川工作物応急対策等事業））につき、その工事を令和3年6月28日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年4月19日

秋田県知事 佐竹敬久

---

県営土地改良事業（長者屋敷地区農村地域防災減災事業（ため池整備事業））につき、その工事を令和5年2月3日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年4月19日

秋田県知事 佐竹敬久

---

県営土地改良事業（真山2号地区農村地域防災減災事業（ため池整備事業））につき、その工事を令和5年8月31日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年4月19日

秋田県知事 佐竹敬久

---

県営土地改良事業（夜叉袋地区農村地域防災減災事業（湛水防除事業））につき、その工事を令和6年3月26日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年4月19日

秋田県知事 佐竹敬久

---

県営土地改良事業（面潟地区特定農業用管水路等特別対策事業）につき、その工事を令和6年3月26日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年4月19日

秋田県知事 佐竹敬久

---

県営土地改良事業（平沢大堤地区農村地域防災減災事業（ため池整備事業））につき、その工事を令和6年3月27日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年4月19日

秋田県知事 佐 竹 敬 久